

議案第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年(2018年) 月 日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

(納期)

第9条 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から同月26日まで

第8期 翌年1月1日から同月31日まで

第9期 翌年2月1日から同月末日まで

第10期 翌年3月1日から同月31日まで

第12条の2中「6月30日」を「5月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(納期)</p> <p>第9条 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月26日まで</p> <p>第7期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>第8期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>第9期 翌年3月1日から同月31日まで</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(国民健康保険税に関する申告)</p> <p>第12条の2 国民健康保険税の納税義務者は、<u>6月30日まで</u>(国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内)に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。</p>	<p>(納期)</p> <p>第9条 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第5期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第6期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第7期 12月1日から同月26日まで</p> <p>第8期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>第9期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>第10期 翌年3月1日から同月31日まで</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(国民健康保険税に関する申告)</p> <p>第12条の2 国民健康保険税の納税義務者は、<u>5月31日まで</u>(国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内)に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。</p>

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要について

(第9条関連)

国民健康保険税の納期については、条例によりその納付回数は9回と定められているが、被保険者（納税者）からは以前より納付回数を増やすことによって1回当たりの負担軽減を図るよう求める意見があり、市議会からも同様の要望があった。

納付回数の変更については、現行の「国民健康保険税システム」の機能では新たな費用が発生することなどにより対応できない状況であったが、平成31年4月稼働の新システム導入にあわせて対応が可能となったことから、上記の意見・要望を踏まえ納税環境の改善を図るため条例改正を提案するものである。

条例が改正された場合の納期、納期ごとの金額は次のとおり。

例：確定年税額が27万円の場合

現 行 （ 納 期 9 回 ）	改 正 案 （ 納 期 10 回 ）
$270,000 \div 9 \text{ 期} = 30,000$	$270,000 \div 10 \text{ 期} = 27,000$

現行の納付回数が9回の場合には、1回当たりの納付額が30,000円であるが、納付回数を10回とする改正案では、1回当たりの納付額が27,000円となり、1回の負担額は3,000円の軽減となる。

(第12条の2関連)

第1期の納期限が7月31日から6月30日に変更となることに伴い、保険税申告書の提出期限を6月30日から5月31日に改める。

今回の改正については、本改正案が議決され次第早期に、広報誌やホームページにおいて、制度改正の周知を図る。

条例改正に関連する事務スケジュール

	現行	改正案
3月15日頃	確定申告及び市民税申告期限	
4月1日	賦課期日（変更なし）	
5月		所得状況を把握できていない国保加入世帯に対し、保険税申告書を送付して5月中を提出期限とする。
		被保険者データと所得状況を照合し、保険税額を算出する。
6月	所得状況を把握できていない国保加入世帯に対し、保険税申告書を送付して6月中を提出期限とする。	中旬に当初納税通知書を送送する。
	被保険者データと所得状況を照合し、保険税額を算出する。	第1期納期限：6月30日
7月	中旬に当初納税通知書を送送する。	
	第1期納期限：7月31日	第2期納期限：7月31日

(参考資料) 平成30年度国民健康保険税(料) 阪神間各市の状況

区分	市名	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	川西市	三田市	宝塚市
税・料区分		料	料	料	税	税	税	税
医療分	所得割保険税率	7.92%	6.72%	6.30%	7.89%	6.72%	6.15%	8.40%
	平等割額	18,096円	18,720円	20,520円	22,000円	20,600円	20,000円	23,900円
	均等割額	26,316円	26,880円	30,000円	25,200円	26,800円	25,000円	31,600円
	賦課限度額	580,000円	580,000円	580,000円	580,000円	580,000円	580,000円	580,000円
支後 援期 高 等 分 者	所得割保険税率	2.76%	2.46%	2.60%	2.47%	2.67%	2.50%	2.20%
	平等割額	6,096円	6,720円	7,920円	7,400円	8,000円	8,000円	6,200円
	均等割額	8,880円	9,600円	11,640円	9,500円	10,200円	10,900円	8,900円
	賦課限度額	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円
介護分	所得割保険税率	3.00%	2.16%	2.60%	2.09%	2.62%	2.35%	2.70%
	平等割額	5,568円	5,280円	6,360円	9,300円	6,000円	5,600円	6,200円
	均等割額	11,124円	11,040円	13,200円	11,800円	11,600円	11,000円	12,100円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円
合計	所得割保険税率	13.68%	11.34%	11.50%	12.45%	12.01%	11.00%	13.30%
	平等割額	29,760円	30,720円	34,800円	38,700円	34,600円	33,600円	36,300円
	均等割額	46,320円	47,520円	54,840円	46,500円	48,600円	46,900円	52,600円
	賦課限度額	930,000円	930,000円	930,000円	930,000円	930,000円	930,000円	930,000円
納付回数		10回	10回	9回	10回	9回	9回	9回
申告書期限日(条例)		4月15日	4月30日	4月15日	4月15日	6月25日	6月30日	6月30日

※県下29市の納付回数の状況・・・10回が7市、9回が16市、8回が6市

